

# 表彰規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人小金井市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の表彰について必要な事項を定め、センター事業の発展に特に功労のあった者の実績をたたえることにより、本事業の一層の発展に資することを目的とする。

## 第2章 表彰

(表彰)

第2条 会長は、センター事業の発展に関し顕著な功績をあげ又は他の模範として推奨に値する業績のあった者を、次に掲げる区分により表彰する。

- (1) 役員表彰
- (2) 会員表彰
- (3) 職員表彰

2 会長は、センター事業への理解と協力があり、事業発展に特に貢献したと認められる個人又は団体を表彰する。

3 会長は、センターが主催、後援又は協賛して行う行事等において、成績が特に優秀であると認められる個人又は団体を表彰する。

4 会長は、設立周年を記念して特別に要綱を定め表彰することができる。

(欠格事項)

第3条 表彰を受けるべき者(以下「被表彰者」という。)が、次の各号の一に該当するときは表彰を行わない。

- (1) この規程により、すでに表彰を受けているとき。
- (2) センター事業の主旨に反し、本事業に対する信用を著しく失墜させる行為があったと認められるとき。

(再表彰)

第4条 前条第1号の規定にかかわらず、新たな事績の発生したときは、表彰を行うことができる。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。ただし、特に必要と認められるときは、予算の範囲内で賞品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、総会において行うものとする。ただし、会長が必要と認めた

ときは、随時行うことができる。

### 第3章 表彰手続

(表彰候補者の内申等)

第7条 事務局長は、第2条に定める表彰に値すると認めたもの（以下「表彰候補者」という。）があるときは、その事績を精査し、会長に内申するものとする。

2 表彰候補者の内申基準については、別表のとおりとする。

(提出書類)

第8条 前条に定める内申をする場合は、表彰候補者に係わる次の各号に掲げる書類のうち、会長が指定するものを添付しなければならない。

- (1) 表彰内申書（様式1）（略）
- (2) 経歴及び事績調書（様式は会長が別に定める。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

### 第4章 章表彰審査会

(設置及び所掌事項)

第9条 表彰の適正を期するため、表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、表彰候補者について被表彰者として適正であるか否かを審査するものとする。

(構成)

第10条 審査会は、次に掲げる者をもって構成し、その指定は事案のつど会長が行う。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常務理事
- (4) その他必要に応じて会長が指定する者

(付議手続)

第11条 審査会の議案は、事務局長が整理のうえ、提出するものとする。

(運営)

第12条 審査会は、会長が主宰する。ただし、持ち回りによって審査する場合はこの限りではない。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

## 第5章 雑 則

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会において決定しなければならない。

(委任)

第15条 この規程の運用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年7月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成2年7月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成2年8月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年6月25日から施行する。

附 則

この改正は、平茂14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年10月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

| 区 分                         |   | 推 薦 基 準   |
|-----------------------------|---|---|
| センター<br>事業の発展<br>に関するもの。    | 役 員   | 継続して2期以上又は3年以上役員の職務にあって退任したもの。  |
|                             | 会 員   | 次の各号の1に該当するもの。ただし、すでに役員表彰又は会員表彰を受けたものを除く。<br>1 次に掲げる職務に通算して4年以上あったこと。<br>① 地域班長<br>② 地区委員<br>③ 広報従事者担当委員<br>④ 職班班長<br>⑤ 職班副班長<br>⑥ 各種委員<br>2 在籍10年以上、又は在籍6年以上10年未満の80歳以上で、次の各号に該当すること。<br>・基準日前3年間の通算就業延日数が150日以上<br>・基準日前年の通算就業延日数が50日以上<br>・基準日前3年間の総会出席率が概ね通算80%以上<br>3 在籍6年以上で、理事、地域班長、職班班長の推薦による技能拔群・勤務精励の模範会員 |
|                             | 職員  | 職員就業規則による。  |
|                             | 外部個人・<br>団体   | 次の各号の1に該当すること。<br>1 事業の発展に貢献した功績が特に顕著と認められるもの。<br>2 5年以上の期間中毎年発注があり、会員の就業が延べ1,000日人以上あった団体。<br>3 6年以上の期間中毎年発注があり、会員の就業が延べ100日人以上、受託総額が400,000円以上あった個人。  |
| センターが主催、後援又は協賛して行う行事に関するもの。 | 次に掲げる行事等において、成績が特に優秀であると認められるもの。<br>1 各種コンクール、レクリエーション、大会等。<br>2 講座、研修等。<br>3 その他会長が必要と認めるもの。 |   |
| 設立周年に関するもの。                 | 要綱を定め、その推薦基準によるもの。  |   |

## 求償査定委員会設置規程

### (目的)

第1条 公益社団法人小金井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、会員の故意又は過失により、発注者及び第三者に与えた瑕疵の修復又は損害の弁償を行った場合並びにセンターの器物・車両等に損害を与えた経費に係わる会員の負担について、必要な事項を定めることを目的として、理事会の下に求償査定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副会長、常務理事、事業部会および総務部会の正副部会長、女性委員会委員長
- 2 委員は、理事会において決定し、会長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、副会長がこれに当たる。

### (任期)

第3条 委員の任期は、役員の任期に準ずる。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会の開催)

第4条 委員長は、必要のつど委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会は、求償査定に当たって当事者並びに班長・担当理事等から事情を聴取し、必要に応じては関係者から参考意見を求めることができる。
- 3 会長は、必要がある場合は、委員会に出席することができる。
- 4 委員会の庶務は、事務局において処理する。

### (費用負担の範囲)

第5条 会員が負担する費用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 受託した工事又は生産物（以下「工事等」という。）に瑕疵があることによって、センターが工事等の修復を行った場合の費用
- (2) 就業中（就業途上を含む。）の事故により、発注者又は第三者に与えた損害の補償について、センターが行った場合の費用
- (3) 会員が、センターに与えた損害の修復費用

### (費用負担の対象者)

第6条 費用を負担する者は、当該工事等の作業に直接従事した会員及び補償事故を起こした会員とする。

### (費用負担額)

第7条 費用負担額は、修復又は弁償に要した費用を上限とし、委員会が定め

る額とする。

ただし、当該費用の一部又は全部が、シルバー人材センター総合賠償責任保険により補償された場合は、保険金額を控除した額を上限とする。

(自動車使用)

第8条 センターの事業活動又は会員の就業に当たっては、センター所管の自動車(以下「車両」という。)を使用する。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の求償査定結果を理事会に報告する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。職務を解かれた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年7月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年1月24日から施行する。

## 地域班の設置並びに運営基準

第1 地域班は、市の全地域を10に区分した各町名単位に設置する。ただし、その町に居住する会員が30名に満たない場合は、隣接の町に併合する。地域班の名称は別表のとおりとする。

2 会員は、居住地の地域班又は併合の地域班に属して班活動に協力する。

第2 地域班に地域班長（以下「班長」という。）、地区委員（若干名）及び広報従事者担当委員（以下「広報担当委員」という。）を置く。

2 班長は、地域班内の会員から選出し、会長が委嘱する。

3 地区委員は、地域班ごとに推薦し丁目ごとに会長が委嘱する。

4 広報担当委員は、地域班ごとに会長が委嘱する。

第3 班長の役割は、地区委員及び広報担当委員との連絡調整を密にして、概ね次のとおりとする。

(1) 公益社団法人小金井市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の目的を達成するため、次の会議等を開催する。

ア 地域班集体会に関すること。

イ 地区委員会議に関すること。

ウ ボランティア活動に関すること。

エ センター事務局からの「お知らせ」等の配布に関すること。

オ 入会式に出席し入会者に対し、地域活動等の現状を説明すること。

(2) 地域班運営を円滑に行うため、前号の事項と地域班の現状などを速やかに次期班長に引継を行うこととする。

2 地区委員の役割は、概ね次のとおりとする。また、地域班運営を円滑に行うため、次期地区委員に役割と地区委員の現状などを速やかに引継を行うこととする。

(1) センターからの情報を地区内会員（以下「会員」という。）に伝えること。

(2) 会員の動静、就業問題、センターへの意見、要望等を会員情報としてセンターに伝えること。

(3) 地区内において知り得た就業可能と思われる仕事の情報をセンターへ伝える等、就業開拓へ協力すること。

(4) センター主催の行事、事務局からの依頼事項に協力すること。

(5) 地区内における入会希望者の情報収集に努め、入会を勧めること。

- (6) 会員の親睦・交流に努めること。
- 3 広報担当委員の役割は、概ね次のとおりとする。また、広報配布業務を円滑に行うため、次期広報担当委員に役割と広報等配布の現状など速やかに引継を行うこととする。
  - (1) 地域班内の広報配布会員に関する情報を常に把握すること。
  - (2) 広報配布会員に欠員を生じた場合は、速やかに代替者を選定して補充すること。
  - (3) 地域班内において広報配布業務を周知するとともに、広報配布を希望する会員を把握すること。
  - (4) 広報配布業務に係る問題を検討し、必要により班長へ意見具申すること。
  - (5) 広報配布会員が配布することができない困難な状況が生じた場合に備え、広報配布会員に配布地区の経路図（特記事項の記載）の提出を求めること。

第4 地域班と理事会を機能的に運営するとともにセンターの目的を達成するため、理事会に地域班担当理事を置く。

- 2 地域班担当理事は、地域班内に居住する会員理事の中から地域班ごとに各1名を置く。他の会員理事は、地域班担当理事を補佐するものとする。
- 3 地域班担当理事は、班長、地区委員及び広報担当委員と連携して、地域班活動の支援に努める。

第5 班長は、地域班担当理事と調整を行い、次の会議等を開催してセンターの目的達成に努める。

- (1) 地域班集体会
- (2) 地区委員会議
- (3) 地域ボランティア活動の実施

第6 地区委員は、班長と調整を行い会員の相互交流と親睦を図るため、必要に応じて地区会員懇談会を開催することができる。

第7 広報担当委員は、理事会において指定された広報業務を担当する理事（以下「広報担当理事」という。）及び班長と調整を行い、地域の広報配布会議を開催し、広報配布会員の連絡及び調整を図り、センターの目的達成に努める。



第8 班長、地区委員及び広報担当委員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、任期途中で交替した場合は、前任者の残任期間とする。

2 任期は原則3期までとし、再任は妨げない。

附 則

この基準は、昭和54年1月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成2年7月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年5月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年8月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年11月27日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成9年3月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年8月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成24年3月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年3月28日から施行する。

【別表】

| 地域班名     | 町 名     |
|----------|---------|
| 東町地域班    | 東町全域    |
| 梶野町地域班   | 梶野町全域   |
| 緑町地域班    | 緑町全域    |
| 中町地域班    | 中町全域    |
| 前原町地域班   | 前原町全域   |
| 本町地域班    | 本町全域    |
| 関野・桜町地域班 | 関野・桜町全域 |
| 貫井北町地域班  | 貫井北町全域  |
| 貫井南町地域班  | 貫井南町全域  |

## 地域班の設置並びに運営基準・細則

第1 地域班の設置並びに運営基準の第1ただし書に基づき、関野町と桜町を併合して関野・桜町地域班を設置する。

第2 地域班の設置並びに運営基準の第2及び第3の施行に必要な事項は、原則として次のとおりとする。

(1) 地区委員は、9月末の地域班会員数に基づいて委嘱し、その基準は原則として別表のとおりとする。

会員数が5名以下の丁目については、他の丁目に併合する。ただし、地形等により併合することが不適当な場合は、1名を委嘱することができる。

(2) 広報従事者担当委員（以下「広報担当委員」という。）は、1名を委嘱する。

ただし、会長が認める場合は増員することができる。

(3) 地区委員及び広報担当委員が9名以上の地域班は、当該地域班を統括する地域班長のほか、これを補佐する地域班長（副班長）を置くことができる。

(4) 地域班長は、地域班担当理事と協議して次期地区委員及び広報担当委員として活動できると思われる人を地区委員候補者及び広報担当委員候補者として、任期満了月の末日までに会長に推薦するものとする。

(5) 地区委員及び広報担当委員の補充の必要性が生じた場合は、地域班長が前項に準じた要領により行うものとする。

### 附 則

1 この細則は、平成7年3月13日から施行し、同年3月1日から適用する。

2 平成4年4月1日制定の細則は、廃止する。

### 附 則

この改正は、平成7年11月27日から施行し、同年10月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、平成9年2月24日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 7 月 28 日に施行し、平成 15 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 20 年 5 月 1 6 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表（地区委員の委嘱基準）

| 地域班ごとの会員数 | 委嘱数   | 地域班ごとの会員数 | 委嘱数   |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 36 名未満    | 2 名以内 | 127～144 名 | 8 名以内 |
| 37～54 名   | 3 〃   | 145～162 名 | 9 〃   |
| 55～72 名   | 4 〃   | 163～180 名 | 10 〃  |
| 73～90 名   | 5 〃   | 181～198 名 | 11 〃  |
| 91～108 名  | 6 〃   | 199～216 名 | 12 〃  |
| 109～126 名 | 7 〃   | 217～234 名 | 13 〃  |
|           |       | 235 名以上   | 14 〃  |

## 地域班における会議等開催要綱

1 地域班の設置並びに運営基準の第5、第6及び第7による会議等の開催は、次による。

### (1) 地域班集体会

- ① 地域班集体会は、地域内会員を対象に、次のことを目的として開催する。
  - ア センターの事業計画・事業概要及び会員に関する重要事項を会員に周知する。
  - イ 地域内会員相互の情報交換等を図る。
- ② 地域班長（以下「班長」という。）は、地域班集体会を開催する場合は、地域班担当理事と協議して、開催日時、場所及び目的等を予め事務局長に連絡するものとする。
- ③ 班長は、地域班集体会に会長、副会長、常務理事及び事務局担当職員等の出席を求めることができる。
- ④ 地域班集体会の開催は、毎年1月から3月の間に1回とする。
- ⑤ 班長は、地域班集体会を開催する場合は、地域内会員の40%以上の者が出席するよう努めなければならない。
- ⑥ 地域班集体会の庶務は、班長が行う。

### (2) 地区委員会議

- ① 地区委員会議は、班長が地区委員及び広報従事者担当委員（以下「広報担当委員」という。）を対象に、次のことを目的として開催する。
  - ア センターの目的及び方針の徹底
  - イ センターに関する情報収集
  - ウ 理事会等の検討事項等の伝達・周知
  - エ 地域内の広報配布に関する情報交換
  - オ 地区委員、広報担当委員相互の交流
  - カ その他必要な事項
- ② 地区委員会議を開催する場合は、地域班担当理事と協議して、開催日時、場所及び目的等を予め事務局長に連絡するものとする。
- ③ 地区委員会議の開催は、年5回以内とする。
- ④ 地区委員会議の庶務は、班長が行う。

### (3) 地区会員懇談会

- ① 地区会員懇談会は、地区委員が地区会員を対象に、情報の交換等を目的として開催することができる。

- ② 地区会員懇談会を開催する場合は、班長と協議して、開催日時、場所を予め事務局長に連絡するものとする。
- ③ 地区会員懇談会の開催は、年2回以内とする。
- ④ 地区会員懇談会の庶務は、地区委員が行う。

#### (4) 広報配布会議

- ① 広報配布会議は、広報担当委員が地域内の広報配布会員を対象に、次のことを目的として開催する。
  - ア センターの広報配布事業について地区委員会等で検討されている事項を広報配布会員に周知し、地域としての広報配布会員の意見をまとめる必要があるとき。
  - イ 地域内の広報配布会員の複数から、広報担当委員にセンターの広報配布事業に関する会議の開催を求められたとき。
  - ウ 地域内の広報配布会員相互の情報交換等をする必要があるとき。
  - エ その他、広報担当委員が開催の必要を認めたとき。
- ② 広報担当委員は、広報配布会議を開催する場合は、班長及び広報担当理事と協議して、開催日時、場所及び目的等を予め事務局長に連絡するものとする。
- ③ 班長及び広報担当理事は、広報配布会議に出席するものとする。
- ④ 広報担当委員は、広報配布会議に会長、副会長、常務理事、地域班担当理事、地域班在住理事及び事務局担当職員等の出席を求めることができる。
- ⑤ 広報配布会議の開催は、年5回以内とする。
- ⑥ 広報担当委員は、広報配布会議を開催する場合は、地域内の広報配布会員の50%以上の者が出席するよう努めなければならない。
- ⑦ 広報配布会議の庶務は、広報担当委員が行う。

## 2 経費

前各号により会議等を開催する場合は、必要に応じて経費を支出する。

## 3 その他

この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成5年5月24日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成7年8月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年11月27日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年8月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年11月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。